

経 済 産 業 省

20170502製局第1号

平成29年5月10日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成29年4月28日付け警察庁丙組組企発第134号、警察庁警備局長から平成29年4月28日付け警察庁丙備企発第145号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成29年4月28日付け外務省告示第162号により、国家公安委員会委員長が平成29年4月28日付け国家公安委員会告示第23号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 134 号
警察庁丙備企発第 145 号
平成 29 年 4 月 28 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 89）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（平成 29 年 4 月 28 日付け外務省告示第 162 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（平成 29 年 4 月 28 日付け国家公安委員会告示第 23 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

る線
。を次
付の平
し表成
たに二
規よ十
定り九
は、年
、改四
当正月
該前二
規欄十
定及八
全日
体改
を正
改後
正欄
後に
欄掲
にげ外
掲務
げそ大
るの臣
も標
の記岸
の部田
の分
うに文
に二雄
改重
め傍

を百第百つ十二百○
次五千三た三二百平外
の十九十決号六十四成務
よ五百三定に十七号九十省
う号八号等基七号三年告
に1十九8にづ号、含外第
改（a号づ設第千む務百
正～1、き立九連省六
するに（a千同理た各理事号
。定められた第二十号議委員会が平成十九号及
措置の対象となる個人及び団体の二千三、
部

影 正 始	始 出 題
(別表) 1. ～453. [略] <u>454. 削除</u>	(別表) 1. ～453. [同左] <u>454.</u> カダフィ・アブバカル・ジャンジャラニ (別名: (a)カダフィ・ジャンジャラニ (b)カダフィ・アブバカル・ジャンジャラニ (c)アブ・ムクトル) KHADAFI ABUBAKAR JANJALANI (a. k. a.: (a)Khadafy Janjalani (b)Khaddafy Abubakar Janjalani (c)Abu Muktar) 称号: 不明 役職: 不明 生年月日: 1975年3月3日 出生地: Isabela, Basilan, Philippines 国籍: フィリピン 旅券番号: 不明 ID番号: 不明 住所: 不明 国連制裁委員会による指定日: 2004年12月22日 (2009年2月23日に改訂) その他の情報: 2006年に死亡したと報告されている。
455. ～746. [略]	455. ～746. [同左]
影 正 始 [] の記号は始出題と異なる。	

○国家公安委員会告示第二十三号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月二十八日

国家公安委員会委員長 松本 純

氏名 カダフイ・アブバカル・ジャンジャラニ (KHADAFI ABUBAKAR JANJALANI)

名簿に記載された年月日 2004年12月22日（2009年2月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 Q1-93